

さよなら原発(各地区からの報告)

青森県には、原子力関連施設が建設途中も含め、六ヶ所核燃施設群をはじめとし、東通原発・大間原発・むつ中間貯蔵施設などがあるが、最初にウラン濃縮工場が1988年に着工してからも、最近も国や原子力関連事業者の迷惑通には進んでいない実情を採って見た。

六ヶ所村の核燃施設(ウラン濃縮工場、低レベル埋設施設、高レベル一時貯蔵施設、再処理工場、MOX加工工場)は殆どの施設が満足に稼働していない状況にある。MOX燃料工場は完成が7回目の延期となり、ウラン濃縮工場も遠心分離機が不具合により次々停止し、7濃縮工場が停止状態となっていて、増設工事も神戸製鋼製品のデータ改ざん問題により中断中と

核燃サイクル阻止1万人訴訟原告団

破綻した核燃サイクル関連施設に未来はない!

青森県には、原子力関連施設が建設途中も含め、六ヶ所核燃施設群をはじめとし、東通原発・大間原発・むつ中間貯蔵施設などがあるが、最初にウラン濃縮工場が1988年に着工してからも、最近も国や原子力関連事業者の迷惑通には進んでいない実情を採って見た。

六ヶ所村の核燃施設(ウラン濃縮工場、低レベル埋設施設、高レベル一時貯蔵施設、再処理工場、MOX加工工場)は殆どの施設が満足に稼働していない状況にある。MOX燃料工場は完成が7回目の延期となり、ウラン濃縮工場も遠心分離機が不具合により次々停止し、7濃縮工場が停止状態となっていて、増設工事も神戸製鋼製品のデータ改ざん問題により中断中と

設置工のめどは全く立っていない。一方、初の全量MOX燃料を利用する大間原発も建設中断したままで工事進捗率は37・9%にとどまり、今のところ工事再開は2022年度、運転開始は2028年度とされている。

さらに、むつ中間貯蔵施設は2021年度に操業開始が予定されているが、ここにきて電事連や関西電力が突如として共同利用案を持ち出してきており、県知事及びむつ市長の反発を買った結果となっており、予定通り進められない状況となっている。

瀬死の原子力政策をさよならせ! 追いつめる闘いを!

青森支部

瀬死の原子力政策をさらに追いつめる闘いを!

この判決をした。巷のコロナ禍において県内の反原発・反核燃の闘いの多くが中止や延期に追い込まれてきたが、そうした間隙を縫うかのような再処理工場の適合性審査(合格)策動に対して、県内の反核燃団体は反撃を開始しており、中でも今年2021年1月22日には核燃サイ

再稼働に慎重な委員を不再任(新潟県技術委員会)

新潟県花角知事は、柏崎刈羽原発の安全性確認を進めている技術委員会の委員を大量退任しました。花角知事は「新たな知見を取り入れるための交代であり、内規に沿って70歳以上の『高齢者』を交代させた」と話しています。

委員の一人の立石雅昭・新潟大名誉教授は、自身らの再任を訴え、原発の安全性確認を進めているさなかの大量退任に「県民の安全を担保する姿勢が欠落しているのではないか」「委員である以上、古い知見だけで物を言うことはあり得ない」と反論して再任を求めています。

菅政権の原発再稼働推進を許すな!

技術委員会は、2002年に発覚した「東電トラブル隠し」の後、新潟県のチェック組織として発足、原子力工学、地質学など多様な専門家で構成し、2012~20年には独自に福島第一原発事故の原因検証に取り組みしてきました。

柏崎刈羽原発7号機は、規制委員会の適合性審査を通り、新潟県は、独自に技術委員会、健康・生活委員会、避難委員会の三つの委員会での安全性の確認を進めています。

この委員会の不再任は、菅政権の意に反する委員の日本学術会議からの排除と同様、政府、東電の再稼働を促進させる動きと連動していることは明らかです。

他人のIDで中央制御室へ入室した問題は、東電と国頼りの危うさを露呈しました。その意味でもこの三つの委員会の役割は重要です。不再任の委員の再任を新潟県に求めよう!



私たちの旗は闘いの旗! 私たちの旗はひらかれた旗! 私たちの旗は統一の旗!



2021.2.15 第421号

電気通信産業労働組合

本部: 宮城県仙台市若林区新寺一丁目5-26

レインボー仙台510号

電話: 022-290-0069

電通労組

ホームページ: <http://www.dentu-rouso.or.jp/> Email: honbu@dentu-rouso.or.jp

内部留保残高470兆円の社会的還元で大幅賃上げを!



賃金引上げを否定する経団連、最低賃金の引き上げ抑制にも言及

経団連参加の大企業は、コロナの影響で収益減となった一部企業を除いて、株価維持策により大幅収益増と内部留保残高は470兆円となり、その3%ほどを支出すれば一人2万5千円から3万円の賃上げが可能との試算があります。

「経営労働政策特別委員会報告」では、コロナ禍を口実に、「業種横並びや各社一律の賃上げを検討することは現実的ではない」とし、収益悪化企業はベア未実施、賃下げも示唆しました。収益安定企業でも「仕事・役割・貢献度等に応じて支払う」として格差賃上げの方針を示しました。さらに、最低賃金にも言及し、コロナ禍での中小企業の経営難を口実に「抑制を強調」、低賃金改善のための引き上げに協力する姿勢は表明しませんでした。

一方で内部留保については2年ぶりに言及し、これまでは「経営悪化時に、労働者負担を

強いることなく乗り切るために必要だ」との主張から、「ポストコロナを見据えた将来への投資のために必要」と変更し、内部留保の社会的還元(労働者還元)を拒否しました。

愛社精神向上と残業代ゼロで労働者を縛る「働き方改革」

働き方改革について、今後のカギは働き手の「エンゲージメント」(企業への愛社精神)であるとし、「エンゲージメント向上策」を示しました。また、「リモートワークの拡大で「時間外労働時間数で割増賃金を支払う現行の労働法制は、新しい働き方になじまない」と、「残業代ゼロ制度」や「ジョブ型」を導入して、労働時間による管理の廃止を強調しています。これは、労働法の理念(労働者保護)を無視し、労働のあり方を破壊するものです。

一方で「経団連労使フォーラム」で中西会長は、「どうして日本の賃金水準がいつの間にかOECDの中で相当下位になっ

す。安倍政権と一体となって賃金化した事が原因であるのに、無責任なこのような暴言を許すわけにはいきません。

「8時間働けばまともに暮らせる社会」を目指して、全労協をはじめ「雇用共同アクション」に参加している労働団体、各労組は21春闘の闘いを進めています。

コロナ禍だからこそ闘う21春闘を!

1月28日、非正規雇用労働者の均等待遇を求めた最高裁判決で明らかになった現行法の欠点を乗り越え「同一価値労働・同一賃金」実現を求める全国集会(オンライン)が開催されました。コロナ禍に労働組合と野党が共同し、雇用調整助成金の特性などを実現させたことなど、労働者、労働組合の闘いの重要性が見直されています。

賃上げ否定、抑制を狙う経団連「経営労働政策特別委員会報告」を跳ね返し、労働者の生活、命を守るために、貯め続けている内部留保の社会的還元を強力に求めていきましょう!

21春闘は、コロナ禍だからこそ「闘う春闘」として取り組まなければならないと思います。共に闘いましょう!

菅政権は辺野古新基地建設を中止せよ！



陸上自衛隊と米国海兵隊トップが、名護市辺野古のキャンプシュワブに陸上自衛隊の離島防衛部隊を常駐させることを2015年に「極秘合意」していたことが明らかにになりました。

陸自「水陸機動団」辺野古常駐！ 陸自・在日海兵隊トップが「極秘合意」

陸自・水陸機動団は、2013年の防衛大綱に基づき2018年3月に創設された部隊で、「日本版海兵隊」と呼ばれ3千名規模の実戦部隊です。南西諸島への侵攻に海域から出撃し戦闘部隊を揚陸させ、橋頭保を確保することを任務とします。

日米軍事的一体化を許すな！

菅首相は「極秘合意」に対して「恒常的な共同使用は考えていない。これからは変更が無い」と打ち消し

誰もが安心して医療を受けられる政策を！
国民や各界から反発を買う「改正案」は懲役・罰金の削減だけでは本質は変わらず、「行政罰としての過料」を科す為には補償などの「行政上の義務」を果たす必要がある。発動要件の明確化と合わせ政府、自治体の責任こそ重大で

2月施行に付帯決議は有りませんが、適用例を含め不明確なままです。患者や感染の恐れがある人が排除されず、誰もが安心して医療を受けられる政策こそ実践すべきです。



2014年、法案準備段階から「戦争法だ」と言う大きな批判、反対運動が起こるなか、安倍前政権は10本の法律を束ねた安全保障法制と国際平和支援法を2015年9月に強行成立させました。

「集団的自衛権は憲法上認められない」とする戦後一貫した内閣法制局の見解を変えるため法制局長を更迭し、「集団的自衛権の行使容認」を主張する外務官僚を法制局長にすげ替え「解釈変更」したのです。権力の恣意的解釈がまかり



「極秘合意」の狙いは、常駐による軍事的一体化を進め、米軍再編による海兵隊グアム移転による沖縄の基地機能の維持を自衛隊が肩代りすることです。日本国憲法は前文に「恐怖と欠乏から免れ、平和のうちに生存する権利」、9条では「戦争放棄」を謳っています。戦争は、人と人の殺し合いです。「戦争のできる国」に希望は生まれません。

(2)

新型コロナウイルス特別措置法と感染症法の改正案に反対！

「自粛要請」には公平・着実な補償は大前提！
罰則先行など、もつてのほかか！

菅義偉政権は、通常国会に、新型コロナウイルス特別措置法と感染症法の改正案を提出し、2月3日、厳しい罰則規定を「行政罰とし過料」に変更して、与党・立憲民主党らの多数で成立させました。（共産

置を取れる制度で、知事は発令時と同じ営業時間短縮などの「命令」ができ、違反した事業者には過料が科され、「安易な私権制限」になると強い慎重論もあるところ

また、「感染症法改正に関する審議会」で圧倒的多数が反対や懸念を表明する中で、この多数意見を無視し、罰則を設けようとした経過も明らかになりました。

「これまでの特措法は、強制力が無く、事業者や医療機関の協力を得る事が難しい」と全国知事会から政府への要請を理由としています。

「これは、『後手、後手』のコロナ対策への批判や支持率の低下から、五輪や衆院選を意識し、失政の責任転嫁を図ろうとするもので「生活保護がある」菅首相発言は、国民の

各界からの反対表明

命も人権も眼中に無いことを示しました。
日弁連は、「改正案は、都道府県知事に広範な権限を与えた上、本来保護の対象となるべき感染者や事業者に対し、罰則の威嚇をもってその権利を制約し、義務を課すにもかかわらず、その前提となる基本的人権の擁護や適正手続に欠け、良質で適切な医療の提供及び十分な補償がなされるとは言えない」と私権制限への懸念からも改正案に反対しました。

「罰則を恐れて、検査を受けられない人や検査結果を隠す人が増え、感染抑止がかえって難しくなると想定されます。打つべき手を全て打っていないのに順番が逆だ。罰則より、国民の分断を生む差別の規制が必要で」と述べています。

日本感染症学会など136の学会でつくる日本医学会連合等が反対声明を発表し、「入院を拒否する感染者には措置により阻害される社会的役割（仕事や介護、子育てなどの家庭役割等）、周囲からの偏見・差別等の理由が予測され、現に新型コロナウイルス患者・感染者、医療従事者への偏見・差別がある中、これらの状況

過去の感染症により差別に苦しむハンセン病やエイズ等の被害者団体の強い反発も有り、罰則と言う威嚇によって政府が国民に言う事を聞かせるもので、不安の中で、他人をとがめる「自粛警察」等の動きが強まりかねません。

